（官民連携推進室）

第二十二条　生活安全局情報技術犯罪対策課に、官民連携推進室を置く。

２　官民連携推進室においては、令第十九条第一号から第四号までに掲げる事務のうち民間事業者との連携に関する事務をつかさどる。

３　官民連携推進室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、官民連携推進室の事務を掌理する。

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十三条　［略］

（重大被害犯罪捜査企画官）

第二十四条　刑事局捜査第一課に、重大被害犯罪捜査企画官一人を置く。

２　重大被害犯罪捜査企画官は、命を受け、令第二十三条第一号から第六号までに掲げる事務のうち個人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる犯罪の捜査に関する重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（検視指導室）

第二十五条　［略］

（特殊事件捜査室）

第二十六条　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

第二十七条～第二十九条　［略］

（犯罪収益移転防止対策室）

第三十条　［略］

２　犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第六号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第三条第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びにその結果の犯罪収益移転防止法第十三条第一項の規定による提供に関すること並びに国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　略］

（官民連携推進官）

第二十五条　生活安全局情報技術犯罪対策課に、官民連携推進官一人を置く。

２　官民連携推進官は、命を受け、令第十九条第一号から第四号までに掲げる事務のうち民間事業者との連携に関する事務をつかさどる。

［項を加える。］

［項を加える。］

第三款　刑事局

（刑事指導室）

第二十六条　［同上］

［条を加える。］

（検視指導室）

第二十七条　［同上］

（特殊事件捜査室）

第二十八条　［同上］

（特殊詐欺対策室）

第二十九条　刑事局捜査第二課に、特殊詐欺対策室を置く。

２　特殊詐欺対策室においては、令第二十四条第一号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務をつかさどる。

３　特殊詐欺対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、特殊詐欺対策室の事務を掌理する。

（指紋鑑識官）

第三十条　刑事局に、指紋鑑識官一人を置く。

２　指紋鑑識官は、命を受け、令第二十六条第一号に掲げる事務のうち指紋及び掌紋の管理及び運用並びにこれらの技術的研究に関する事務（次条第二項に規定する事務を除く。）を助ける。

第三十一条～第三十三条　［同上］

［四条ずつ繰り上げる。］

（犯罪収益移転防止対策室）

第三十四条　［同上］

２　犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪収益情報官及び国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　同上］